

介護保険制度のお知らせ

問い合わせ／介護保険課介護推進担当(内線2673・2675)

「介護保険料額決定通知書」・「介護保険負担割合証」は、7月中に送付します

■低所得者の保険料の負担軽減率が変わります

10月の消費税率10%への引上げを受け、負担が厳しくなる低所得者の方（住民税非課税世帯）について、第1段階から第3段階までの保険料負担を軽減します。

	変更前		変更後
第1段階	25,900円（月額4,800円×0.45×12）	→	21,600円（月額4,800円×0.375×12）
第2段階	37,400円（月額4,800円×0.65×12）	→	30,300円（月額4,800円×0.525×12）
第3段階	43,200円（月額4,800円×0.75×12）	→	41,800円（月額4,800円×0.725×12）

■介護保険負担限度額の認定

低所得の方が施設を利用する際、食費・居住費が軽減される「負担限度額認定」の制度があります。

※預貯金等が一定額を超える場合や、配偶者が住民税課税の場合（別居を含む）は対象外

【既に認定証をお持ちの方】有効期限は7月末です。令和元年度住民税非課税世帯に属する方には「更新のお知らせ」を送付しましたので、8月1日以降も施設を利用予定の方は、7月中に郵送で更新手続きをしてください。

■鴻巣市独自給付 介護保険サービス利用者負担額助成金事業

対象／在宅で介護保険を利用している65歳以上の方で、次のすべてに該当する方（生活保護受給者は対象外）

- 介護保険料の所得段階が第1～3段階（住民税非課税世帯）
- 介護保険料に未納がないこと

内容／居宅（介護予防）サービス、総合事業サービス

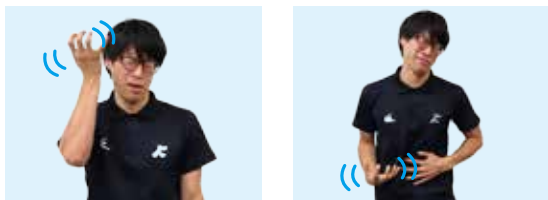
助成額／利用者負担の2分の1（高額介護サービス費の支給を受けている場合は、支給後の2分の1）

その他／現在受給している方は申請不要

手話を覚えてレッツコミュニケーション! vol.6

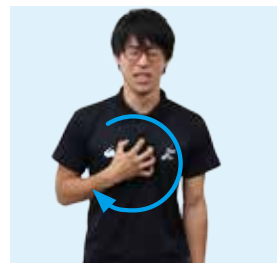
問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX 541-1328）

痛い



右手の指を開いて曲げ、手のひらを上に向けて左右に軽く揺らす（ずきずき痛む様子）。
表情や手の動きで「痛みの程度」を表現し、手の位置で「痛い場所」を表現します。
左の写真だと「頭が痛い」、右の写真だと「おなか痛い」となります。

苦しい



右手の指を折り曲げて熊手状にし、胸に当てて円を描く（苦しくて胸をかきむしる様子）。



聴覚障がい者は、災害時、避難警告などの放送が聞こえません。近所に耳が聞こえない方がいたら、何が起きているか、どこに避難するかなどをすぐに伝えてください。避難所では、筆談で伝えるなどの支援をお願いします。紙がない場合でも、手のひらや地面に文字を書くことでも伝わります。また、停電した暗闇では手話や筆談ができないので、懐中電灯などを確保しておくことも重要な支援の一つになります。

